

電気の子メーターに関するQ&A

Q 子メーターとはどんなメーターですか？

A 貸ビル・アパート等で、一括して電力会社に支払った電気料金を、各室の電気の使用量に応じて配分するため用いる電気計器を子メーターと呼んでいます。

Q 子メーターは検定を受けなければ使用できませんか？

A 計量法の第16条(使用の制限)で、

- (1) 検定証印又は、基準適合証印が付されていないものを使用すること。
- (2) 検定証印又は、基準適合証印の有効期限を経過したものを使用すること。
- (3) 変成器とともに使用する電気計器の場合、同じ合番号が付されていない変成器とともに使用すること。

が禁じられています。したがって、子メーターは、検定又は基準適合検査に合格したもので有効期限内のものでなければ使用できません。目的とするところは、電力会社の取引用電気計器と同様に「公平の原則」に立って、当事者間のトラブルを無くすことがあります。

Q 有効期間は、どのように決められていますか？
(一部平成19年5月16日改正)

A 政令上は、変成器とともに使用するものかどうか、あるいは、電圧や電流の定格値によって規定されています。検定又は基準適合検査に合格した月の翌月から起算して

(1) 単独計器(メーターのみ)の場合

定格電流が20A及び60Aの機械式は7年となります、その他は10年となります。

(2) 変成器付計器(変成器とともに使用するメーター)の場合

定格一次電流が120A以下の変流器とともに使用するもの(定格一次電圧が300Vを超える変圧器とともに使用するものを除く)及び電子式は7年、これ以外のものについては5年となります。

Q 有効期限はどこを見ればわかりますか？

A 検定証印付き封印キャップ及び検定・適合ラベル又は、検定票によって表示しています。

- (1) 検定証印付き封印キャップで表示する場合(単独計器)

計器の正面に向かって、左右に取り付けられている封印キャップに元号で有効期限を表示しています。



検定証印付き封印キャップ

- (2) 検定・適合ラベルで表示する場合(単独計器)

計器のガラスカバー正面から見て右上に貼付されている直径2cmの白地のラベルに元号で有効期限を表示しています。



検定ラベル
(検定に合格したもの)



適合ラベル
(基準適合検査に合格したもの)

- (3) 検定票で表示する場合(変成器付計器)

計器の正面に向かって、右側の封印ネジに取り付けられているファイバ票を検定票といい、有効期限を元号で刻印しています。

○名 26 5

Q 子メーターを違反して使用した場合、罰則はありますか？

A 計量法の第172条では「6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とありますが、当事者間のトラブルの発生を未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようお願いします。

Q 検定を受ける方法は？

A 最寄りの電気工事店又は、電気メーターの修理事業者あるいは日本電気計器検定所中部支社に相談し、検定済みの計器に取り替えることになります。